

議案第 3 号

我孫子市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

児童福祉法の一部改正により、児童発達支援センターの類型が一元化されたことから、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市こども発達センターの設置及び管理に関する条例（平成15年条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、発達支援児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する児童であって、発達に支援が必要と認められるものをいう。以下同じ。）に対し、<u>高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて発達支援児童の家族、法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う</u>ことにより、発達支援児童の福祉の増進に資するため、我孫子市こども発達センター（以下「こども発達センター」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、発達支援児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する児童であって、発達に支援が必要と認められるものをいう。以下同じ。）に対し、<u>日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の心身の発達支援を行うとともに、発達支援児童及びその家族の相談に応じる</u>ことにより、発達支援児童の福祉の増進に資するため、我孫子市こども発達センター（以下「こども発達センター」という。）を設置する。</p>
<p>(事業)</p> <p>第3条 こども発達センターは、<u>法第43条</u>に規定する<u>児童発達支援センター</u>として、次に掲げる事業を行う</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 こども発達センターは、<u>法第43条第1号</u>に規定する<u>福祉型児童発達支援センター</u>として、次に掲げ</p>

<p>ものとする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>2 略</p> <p>(利用の手続)</p> <p>第6条 前条第1号及び第2号に掲げる事業を利用しようとする者は、市長と契約を締結しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>る事業を行うものとする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>2 略</p> <p>(利用の手続)</p> <p>第6条 前条第1号及び第2号に掲げる事業を利用しようとする者は、<u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により</u>、市長と契約を締結しなければならない。</p> <p>2 略</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。